

令和3年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年6月17日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問

○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和3年第4回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和3年第4回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症はゴールデンウィーク明けから全国的に新規感染者数が増加し、いわゆる感染の第4波が到来した状況となりました。緊急事態宣言の実施区域は、北海道を含め10都道府県にまで拡大され、感染を抑えるための対策を徹底する必要があるとして、その期間は6月20日まで延長されたところであり、北海道内の状況ではありますが、感染しやすいとされる変異株への置き換わりが進む中、5月21日には過去最多となる727人の新規感染者が確認されました。医療提供体制への負荷の増加によりその機能維持が厳しい状況から、北海道医療非常事態宣言も発出されたところであり、北海道では独自の指標である警戒ステージ5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底的に抑える対策として、日中や週末の外出、移動、特に午後8時以降の外出を控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなどを道民に対し協力を呼びかけているところであります。

この間、留萌振興局管内においても新規感染者の確認が相次いだところであり、また北海道が緊急事態宣言の実施区域に追加されたことを受け、本町では5月18日から6月20日までの間、中央公民館や総合体育館など一部公共施設の利用を制限いたしております。利用者の皆様には長らくご不便を強いる形となっておりますが、引き続き国や北海道などの動きを注視しながら、正確かつ迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。重症化リスクの大きさなどを踏まえ、国から示された接種順位の考え方に沿って順次実施しており、5月25日からは65歳以上の一般高齢者を対象とした集団接種を開始いたしました。接種準備の段階より道立羽幌病院をはじめ、町内の医療従事者の方々に深いご理解と温かいご協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、改めて心から感謝を申し上げます。

6月11日現在、市街地区における一般高齢者の接種状況としましては、900名が1回目の接種を終えたところではありますが、今後も毎週実施することとしており、予定では離島も含め7月中には2回接種を完了する見込みであります。また、並行して64歳以下の方への接種準備も進めており、申込みを受けているところでありますが、現時点では10月中に希望する全ての町民に対する接種終了を目指しているところであります。

なお、新型コロナワクチンは2回接種することで抗体が持続され、1回の接種では期待される効果は得られないと考えられております。この点をご理解いただいた上で、確実に2回の接種を受けられるようお願い申し上げます。ワクチン接種を円滑に進めるには、町民の皆様のご理解が必要不可欠であります。町といたしましても、多くの方にスムーズに接種が行われるよう全庁を挙げて取り組んでいるところでありますので、ご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

ワクチン接種が始まり、緊急事態宣言の期間は6月20日で終了する予定となっておりますが、決して気を緩めることなく、対策を実行していくことが重要と考えております。自分は大丈夫という思い込みは捨て、引き続きうつらない、うつさないためマスク着用、手指消毒などの感染防止行動の徹底と、ご自身や大切な人の命と健康を守る行動に努めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

さて、令和3年度が始まり、初夏の風にすがすがしさを感じる季節となりました。各産業の現況などについてご報告させていただきます。初めに、農業であります。積雪量が少なかったことから融雪が順調に進み、農作業には適した状況でのスタートとなりました。このような中、水稻の発芽や生育は順調に進み、田植えの時期は例年と同時期の開始となりました。昨年は夏から秋の天候に恵まれ、収量、品質が良い結果となりましたことから、本年も天候が順調に推移し、豊穰の秋を迎えられるよう期待しているところであります。

畑作につきましては、播種作業は順調に始まりましたが、5月下旬の断続的な降雨により6月1日現在での大豆の播種作業は平年より4日遅れました。秋まき小麦は生育が昨年に比べ3日ほど進んでいる状況にあります。アスパラガスは露地物の収穫は例年よりやや早く始まりましたが、5月中旬からの低温により収穫量は例年に比べ少ない状況であり、今後の気温の上昇による増加に期待しているところであります。牧草につきましては、例年並みであり、順調に生育している状況にあります。

次に、漁業であります。新型コロナウイルス感染症による魚価安などの厳しさが続いておりますが、ニシンが昨年以上の豊漁となっております。このような中、エビにつきましては脱皮の時期も重なり、価格は低価格となっておりますが、エビ全体の漁獲量は順調に推移しており、またタコは昨年より漁獲量が減少しているものの価格は上昇ぎみでありますことから、今後の豊漁を期待するところであります。ホタテは稚貝が成長不足により出荷減となっておりますが、成貝の成長が順調でありますことからホタテ全体での取扱い高上昇を期待するところであります。現状では、昨年より魚価全体として上昇ムードでありますことから、今後の大漁を願っているところであります。

次に、観光であります。初めにはぼろ温泉サンセットプラザについては、北海道が蔓延防止等重点措置の対象区域、さらには緊急事態宣言の対象区域に追加された影響により温泉やレストラン利用者、観光等での宿泊利用者が減少し、大きな影響を受けているところであります。観光プロモーション活動については、例年首都圏や札幌圏を対象に離島を中心とした本町の魅力PRや特産品の販売を行っておりますが、5月、6月に予定してい

た事業は全て中止、または延期となりました。7月以降についても感染症の状況を見定めながらの判断とはなりますが、少しでも多くの方に本町の魅力を伝えられるよう趣向を凝らした事業展開を図ってまいりたいと考えているところであります。

イベント関係についても、新型コロナウイルスの影響から各実行委員会などで相次いで開催の中止が決定されております。例年この時期多くの観光客でにぎわっておりますが、国内屈指の漁獲量を誇るアマエビに特化した町内最大規模のイベント、はぼろ甘エビまつりは人が集まることにより感染リスクを回避することは極めて困難であるとして、早い段階での開催中止を決断。離島地区においても、7月の天売ウニまつり、8月の焼尻めん羊まつり、それぞれ島の一大イベントがいずれも開催中止との結論に至っております。また、楽しみながら島を周遊できることが好評の謎解き・宝探しイベントについては、インターネットを使った新しい形での実施も検討されているとのことですが、開催の判断は保留となっております。各種イベント等の開催により、多くの集客と地域への経済波及効果に期待をしていただけない残念に感じているところであります。

北方系のバラが観賞できるはぼろバラ園については、一季咲き四季咲きが同時に咲き誇る7月の見頃に向け準備を進めております。訪れる皆様が園内で快適にお過ごしいただけるよう安全管理に努めてまいりたいと考えているところでありますが、観賞の際には感染防止の観点から、マスク着用や人と人との距離を保つなどのご協力をお願い申し上げます。

次に、商工業であります。企業振興促進助成制度をはじめとした事業者への各種支援制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に制度の活用が少なく推移している状況にあります。引き続き関係機関との情報交換の下、制度の普及啓発を行い、地域経済の振興に努めてまいりたいと考えております。このほか羽幌町商工会によるワンコイン商店街事業が予定されておりますが、現在検討中とのこととあります。感染症などの動向を見極めながらの判断となりますが、地域内における消費喚起、消費活性化への契機となるよう今後の展開に期待しているところであります。

最後に、公共工事ではありますが、継続事業であります産業廃棄物最終処分場埋立て工事のほか、公営住宅幸町団地2棟4戸の建設、橋梁の長寿命化対策といたしまして豊水橋の補修など、道路では南6条通の舗装修繕などを予定しており、さらには旧公営住宅など公共施設の解体工事も計画しております。

また、下水道の関係では浄化センターの曝気装置電気計装設備更新や、豪雨などによる浸水対策としてオシリウシナイ第1排水区の管渠敷設工事に係る路線測量及び地質調査を予定しております。水道の関係では、配水池水位調整弁の更新や浄水場の安定稼働を確保するための中央監視制御システム更新計画に基づき設備を更新するほか、量水器の取替えや市街地区の配水管布設を予定しております。

さて、本定例会に提案いたしております案件は、報告1件、議案として条例案4件、辺地計画の変更1件、補正予算案1件の計6件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、
3番 平 山 美知子 君 4番 阿 部 和 也 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月10日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。
議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

6月10日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案6件、発議2件、意見案2件、都合11件、加えて一般質問3名3件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から18日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告の後、一般質問をもって終了といたします。明18日は、報告、一般議案、補正予算、発議、意見案について審議いたします。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から6月18日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの2日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年度2月分から5月分まで及び令和3年度4月分から5月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和 3年 6月17日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 逢坂照雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年 3月10日

- (1) 羽幌町地域防災計画の改正について
- (2) 除排雪業務について

令和 3年 4月27日

再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例（案）について
以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 3年 6月17日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会
委員長 小寺光一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年 5月 20日

- (1) ほっと号等の利用実績について
- (2) 福祉ハイヤー事業の実績について
- (3) 羽幌町民スキー場について（現地調査含む）

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 3年 6月 17日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年 3月 12日、令和 3年 4月 5日

議会広報の編集について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第4、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。8番、逢坂照雄君、1番、金木直文君、7番、小寺光一君、以上3名であります。

最初に、8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、私から新型コロナウイルスワクチン接種について一般質問をいたします。

昨年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、今もなお変異をしながら感染拡大が続いております。北海道にも現在緊急事態宣言が発出されており、不要不

急の外出や移動を控えるお願いなど、様々な感染防止対策が実施されている状況の中、全国の各自治体では65歳以上の高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、羽幌町においても5月25日から接種が開始されております。

また、国の方針で7月末までに65歳以上の高齢者への接種完了のめどが立てば、12歳以上64歳以下の人を対象とした一般接種では、政府の分科会を経て決定した接種順位の考え方を踏まえつつ、基礎疾患のない人の接種を同時並行で進めることなど、各自治体の裁量により柔軟な対応が認められました。このワクチン接種は新型コロナウイルスへの感染防止や、重症化のリスク回避のために必要不可欠なものであり、早期に希望者全員に接種することが町民の安心安全と不安解消につながるものと考えます。

一方で、ほとんどないと言われておりますが、副反応への懸念や接種時期によって効果が出るまでに長い期間を要する場合もあることから、その間の感染防止対策も含め、よりきめ細やかな情報提供や一層の感染防止啓発が必要であると考え、以下について質問します。

1点目、医療従事者や消防職員等先行接種者をはじめ、離島を含めた羽幌町内の新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況とワクチン供給見通しなどの状況はどのようになっているのか。

2点目、対象年齢が拡大され、12歳以上からとなり、また自治体の裁量により柔軟な接種も可能となったが、これからの接種順位及びスケジュールはどのようになっているのか。

3点目、早期にワクチン接種を完了させるためには、道立羽幌病院や町内の医療機関との連携と協力が必要不可欠と考えるが、羽幌町はこれまでどのような連携を図ってきたのか。また、接種希望者全員にスピード感を持って取り組んでいくためには、今後どのように連携し、強化していくのか。

4点目、ワクチン接種に従事する町職員、乳幼児や学生と接する機会の多い保育士や教職員、介護施設の職員や羽幌町の代表として公的行事に出席する公人で、感染することによって町の事業推進や通常業務に支障が出る可能性のある者に対し早期にワクチンを接種する必要があると考えるがどうか。

5点目、接種当日予約のキャンセルで余ったワクチンはどう処理するのか。

6点目、ワクチンの副反応が心配されており、万が一副反応による健康被害が起きた場合には国の予防接種後健康被害救済制度により救済を受けることができるが、羽幌町も独自の救済制度や支援等を考えるべきと思うがどうか。また、離島を含むワクチン接種時の副反応への対応はどのように取るのか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目のワクチン接種の進捗状況及びワクチンの供給見通しについてであります。

めにワクチン接種につきましては、重症化リスクの大きさや医療提供体制の確保などを踏まえ、国から示されました接種順位に沿って実施しているところであります。進捗状況といたしましては、医療従事者などに対する接種として246名が2回接種を終えておりますほか、介護施設に入所している高齢者及び介護施設職員計373名が1回目の接種を完了しております。なお、消防職員につきましては、医療従事者等の対象範囲に含まれており、2回の接種を終了しております。65歳以上の一般高齢者を対象としたワクチン接種につきましては、市街地区では5月25日から接種を開始し、6月11日時点で申込みのあった2,214名のうち900名の方が1回目の接種を終えております。離島地区については、国において小規模離島では高齢者以外の住民も同時期に接種することを認めておりますことから、12歳以上の島民を対象とした一斉接種を行うこととしており、焼尻地区については6月9日から11日までの3日間で申込みのあった138名の方が1回目の接種を終了、天売地区については19日から一斉接種を開始する予定で進めているところであります。

ワクチンの供給見通しにつきましては、5箱5,655回分のワクチンが到着済みであり、今後も6月28日の週発送分で1箱、7月5日の週発送分で1箱が到着する予定で、7,995回分のワクチンを確保しております。このほかさらに1箱要望しており、今後も接種予定に合わせ必要数を要望してまいりたいと考えております。

2点目の接種順位及びスケジュールについてであります。先ほども申し上げましたとおり国により接種順位の基本的な考え方が示されておりますことから、その基準を軸に順位を定めております。現在実施しております一般高齢者の接種状況を踏まえ、64歳以下の方への接種は7月中に開始できる見通しでありますことから、今月7日に接種券を発送し、現在接種の申込みを受け付けているところであります。受付終了後は64歳から60歳の方及び基礎疾患を有している方から接種を開始し、その後順次対象年齢を引き下げていく計画としております。

3点目の町内医療機関との連携、協力についてであります。本町のワクチン接種は道立羽幌病院、加藤病院及び道立天売、焼尻診療所の全面的な協力があり成り立っているものと考えております。これまでの連携につきましては、さきの特別委員会でも報告させていただいておりますが、市街地区においては都度打合せ会議を行い、さらに具体的な案件については個別に協議を行っております。また、接種計画作成や具体的な接種方法などについては医療機関の先生方から積極的にご提案をいただき、効率的かつ効果的な接種に努めておりますが、実際に接種を行う中で出た改善点や工夫すべき事項を検討しながら進めている状況であります。現時点においては、医療機関との連携、協力については十分になされているものと認識しておりますが、今後もスピード感はもちろん、間違い等が起きないように正確を期して取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の教職員等の早期のワクチン接種についてであります。現時点で職種によって早期にワクチン接種を行う考えはございませんが、職場の規模や職員数など接種のタイミ

ングが重なることによって業務に影響が出るとされる職場については接種日を分散させるなどの対応も検討しているところでもあります。幼稚園、小中高校などについても担当課と協議してまいります。今後の接種状況等を勘案し、対応してまいりたいと考えております。なお、介護施設職員については1点目の答弁でお答えしておりますが、優先接種の対象として既に実施しております。

5点目のキャンセルによって余ったワクチンの処理についてであります。一般高齢者の接種では接種当日にキャンセルとなったケースが1件あり、入院等により接種を早められないか事前に相談があった方などのリストを作成し、対応しているところでもあります。基本的には当初危惧していたようなキャンセルが発生している状況ではないため、今後も同様の対応を考えております。また、今月7日に発送いたしました64歳以下の方への案内では、当日キャンセルが出た場合の連絡の可否を確認し、急なキャンセルにも対応できるようにしております。いずれにいたしましても、貴重なワクチンが無駄にならないように細心の注意を払い、進めてまいりたいと考えております。

6点目の健康被害の救済制度についてであります。議員ご承知のとおりこのワクチン接種で健康被害が生じた場合、他の予防接種と同様予防接種法に基づき国による救済が受けられますことから、本町独自で支援などを行う考えはございません。また、接種時の副反応への対応につきましては特別委員会でもご報告いたしました。接種後は30分程度会場で様子を見る時間を設けておりますので、万が一の事態が発生した場合は会場内にいる医師等により処置が行われることとなります。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、今答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、答弁書で町内、離島を含めて接種の進捗状況あるいはワクチンの供給状況については分かりました。それで、羽幌町は5月25日から接種を開始したわけですが、これまで問題なく順調にいつているようです。そこで、先行接種で医療従事者や消防職員、それから両島の消防団員、答弁書には入っていませんが、消防団員も羽幌町では最も早い時期に2回の接種を終えているように聞いております。それで、いつこれ終えたのか。それで、全てこの246名の医療従事者の枠なのか教えていただきたいと思いません。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 医療従事者のワクチン接種の部分なのですけれども、基本的に実施主体が北海道でありますので、ちょっと聞いている範囲でしかお答えをできないのですけれども、ご了承いただきたいと思いません。終了時期については、6月の中旬に全部終了したというふうに伺っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 6月上旬にこの医療従事者の枠は終わっているということでございます。それで、この新型コロナウイルス、当初は高齢者などが入院されている、あるいは入所されている病院や介護施設が大きな大規模クラスターといいますか、もうこれが相次いで発生した経緯がございます。今もそういう状況になっているところもありますが、それを考えると先ほど町長の答弁にもありましたが、特養などの介護施設、これについては優先接種者と、そして認めていると。それで、2回まだ接種していない。1回しかしていないというご答弁なのですが、これなぜ2回接種しなかったのか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

介護施設に入所している高齢者の方と、その介護施設の職員の方につきましては5月25日の一般高齢者の接種に先立ちまして、5月11日からスタートをしております。それで、現在これ1回目の接種が完了しておりますという表現になってございますけれども、2回目の接種も当然進んでおりまして、ちょっと集計がまだできておりませんので、ですけども、取りあえず373名の入所している方と施設職員の方が1回目を終了していると、これが全体の数字であります。その中で2回目の接種がたしかもう3分の2ぐらいまで進んでいるかというふうに記憶しております。でありますので、早晚、こちらの方々に関しての接種も2回目が終了するというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。

それで、次にこのワクチンの接種、早いところではもう3月上旬からワクチン供給を受けて接種を開始しています。既に65歳以上を2回終了した自治体もあると聞いております。今日の道新の新聞内容でございますが、幌延町も早く8月中に、上旬、お盆前に接種を完了するというような記事も載っております。

そこで、羽幌町の中で一番最初にワクチンが来たのはいつなのか。たしか5箱、5、655回分のワクチンが来たことになっていますが、この来た時期、月日です。それから、これ何人分なのか、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

一番最初に羽幌町にワクチンが到着したのが4月の29日で、これが195バイアルで、このときの注射器は5回分、5回接種できる分の注射針でありましたので、975回分が到着しております。その後5月18日に1箱、6月1日に1箱、6月8日に2箱で、現在計5箱到着しております。でありますので、4月の29日にこれは国のほうから全市町村に1箱ずつ配るといような方針が示された部分の第1弾が4月29日に到着したというふうになってございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ワクチンの早くという部分については4月中ということで、4月ですか、今来たと言うのですけれども、それから逆算していくと5月25日、約1か月以上接種までにかかっていると。私としては事務を簡素化したり、何かいろいろと工夫してもうちょっと早くできたのかなというふうに私自身は感じてはいるのですが、その辺は担当としてどういうふうに捉えているかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

4月29日に到着した分につきましては、当初まだ現在のようなワクチンの供給のめどが国としてもあまり立っていないという状況でございましたので、この975回分を同じ対象者に対して2回分のワクチンですよという状況で配分されたワクチンになってございます。その部分を先ほど申し上げました高齢者施設に入所している方、プラスして介護施設職員に接種を優先して開始した部分にこのワクチン、まず最初に4月29日に到着した部分を接種で使用をしているという状況であります。その後18日まで到着が、ワクチンの供給がなかった関係で一般高齢者については5月25日からという状況になってございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。

それから、これ答弁書の中にもあるのですが、私ちょっと疑問なのは両島の接種状況です。焼尻が6月9日から3日間、それから天売が19日から2日間ということなのですが、この3日間と、それから約2週間遅れた経緯。焼尻が3日間かかって、天売が2日間で終わるといふ、その理由というか、どういう内容なのか簡略でいいので、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

まず、実施方法ですけれども、焼尻につきましては3日間で大体人数をならして138名の1回目の接種を完了したと。天売につきましては、土曜日にフェリーが着いてから最終のフェリーが出る直前までの時間を使って2日間日程で人数を、天売のほうが人数も多いのですけれども、そういうふうな接種計画で進めてございます。接種方法と日程的な部分の差異についてでございますけれども、それにつきましては接種を行う先生の考え方に基きまして具体的な方法ですとか日程を作成をして行っているという状況であります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 次に、もう分かりましたので、ワクチンの管理についてちょっとお尋ねします。

国内で新型コロナウイルスワクチンの種類、一応3種類程度今認可されているように聞いています。羽幌町はこういうことはないと思うのですが、各地において誤接種や温度管

理の不徹底、希釈方法の間違いで破棄するという事態が本当にあちこちで起きております。羽幌町の今の管理体制、どういうふうな管理体制でやっているのか。それと、引き続きですけれども、そこも関連しますので、どうしてもマイナス例えば70度ぐらいのものもありますし、保管管理。電源がまず一番大事になってくるなという部分も考えられますので、その辺のバックアップ体制も含めてちょっと確認の意味でお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現在のところ管理体制につきましては議員おっしゃるとおりマイナス75度の冷凍庫で保管をしておりますし、ワクチンを無駄にしてとか廃棄というような実績も現状まではないという状況になっております。あと、電源等の関連につきましては、その冷凍庫が入る前に電気会社の方に電源を点検をさせていただきまして、問題ないという状況でまず到着前に準備を行っております。プラスしまして、全く問題ないというお話だったのですけれども、万が一を想定して同じジャックから別な部分の電源を取らないような体制を取っております。あと、プラスいたしまして同じ部屋に発電機を常備して対応をしようというふうなことで現在進めてございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。ぜひ破棄するようなことを羽幌町はないように進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目のほうに移りたいと思います。これワクチンの接種順位になることかなというふうに思いますが、実は国の厚生労働省に確認したのです。それで、私の要旨の中でも述べていますが、今は接種順位については大きく、国の基本は基本としてあるのですけれども、各自治体の体制が整えば順位等を含めてお任せしているという部分の返答をいただいたのですが、それで間違いないかちょっと確認をします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

報道等でもいろいろ飛び交ってございます。基本的に議員おっしゃるとおりだと思います。国の大規模接種会場等でも16歳以上の部分で接種を開始するというような報道もございまして、そのように国からも通知が来ているという状況であります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。

それで、次に65歳以上が今一般接種を行っております。これについて、接種順位についてですけれども、これも先般のコロナ特別委員会においてたしか一般の高齢者の65歳以上は年齢の高い順からということで、議員も全員了解をしてたしかその場で決まったように私は、議事録を見るとそういうふうになっています。ところが、私の何人か実は聞いた中で苦情というか、年齢が相当低いのに先に接種をしているという方がいるということ私のほうに言いに来た方が何人か実はいます。私も実はまだまだ接種していません。69

歳なのですけれども、まだ接種はしていません。

それで、たしかそのときに年齢の高い順からということで、基礎疾患とか全く関係なくそれを順序よくやるということで了解も得て進めてきたはずなのですが、その差異というか、どうしてそういうようなことが起きるのか。普通どおり年齢順に来ればそんなに差はないと思うのですけれども、そういうことで大したクレームをいただきまして、私も大変困りました。その原因についてはどういうことから来るのか、確認の意味も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

当初議員おっしゃるとおりそのような計画で進めてございましたので、その後国のほう、総理大臣のほうから高齢者の接種は7月末までに完了を目指すというような方針が示されておまして、その後それについていろいろ当然ですけれども、医療機関とどのようなことで打合せをしたり、そのような状況で検討をしておりました。実は当初高齢者の接種が完了するのが数字上は8月の18日に接種完了する計画でありましたので、その分をどうやって7月中で終わらせるように人数を増やすとか、枠を増やすとか、検討をしたわけでありまして、その中でやはり1日の接種人数を多くしていかないと進まないだろうということで、その中で年齢順にいきますとやっぱり最初年齢が高い方が多いと、ほとんどということになりますとなかなか会場の移動ですとかが進まないのではないかなというような指摘がございまして、これは本当に当初の部分と比べて変化がありましたので、大変申し訳ないのですけれども、ちょっとそのような事情ございまして、年齢をある程度、基本的に年齢の高い方からというような基本は踏まえつつも、ある程度ばらけさせていただいたというような状況がございまして、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひそういう決まったことはきちっと、差異が起きるとやっぱりクレームを言いたい人はいるのです。ですから、そういうのをやはりきちっと年齢3歳も4歳も違う人が、下の人が先にやるというのはあり得ない、今回の場合はね、事案ですので、そういうことのないようにぜひ気をつけていただきたいと思います。

次に、先ほども町長の挨拶の中にもございましたこれからの接種、7月中には開始できると。そして、最終的には10月末をめどに終わるのではないかなというふうな、挨拶の中にありました。そういうことで、解釈でよろしいのか確認をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

そうです。町長の申し上げましたとおり10月中で何とか終了できるという計画で現在進めてございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 10月末でやっぱりできるということで、これから啓発、啓蒙と

いいですか、各町民にやはり分かりやすくそこはチラシなり、あるいは啓発するべきだと私は思います。やはりいつ私の番、いつ自分の番が来るのかというふうな、2回目の案内が来て初めて日にちとかが分かるわけで、最初はお知らせで来るわけで、2回目で初めて何月何日に接種しますよというのが来るわけで、その辺も含めて全体像をやはり流せるものであれば何かの啓発媒体を使って流すということも必要かなと思いますので、ぜひその部分についても考えていただきたいと思います。答弁はいいです。

それから、次に移ります。今回の接種12歳以上になりました。普通であれば小学校6年生が12歳に当たります。そうすると、やはり学校あるいは父兄との連携が必要になってくるのではないかとこのように思います。その辺の体制はどのように進めようと考えているのか。それから、この接種についてはやっぱり年が、生徒さん方12歳とか13歳になると親御さんも含めて不安になるという部分についての解消方法というか、説明なり、どういうふうに理解を求めて接種を進めていくのか、その具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

まず、12歳以上の小学生、中学生、高校生も入るかと思えますけれども、それにつきましては基本的に希望者がという接種の状況になりますので、例えばですけれども、現状ではまず学校等を使つての接種はちょっとやっぱり難しいだろうというところで、時間帯を例えば学校を終了した後の時間帯に当てるですとか、そのような検討を現状は町と医療機関で進めております。

あと、その不安を解消する方法でありますけれども、当然でありますけれども、それぞれの接種券を配布した中にもそういう部分は同封をしておりますけれども、ワクチンの特性ですとか、そういう部分は同封してございますけれども、さらにいろんな媒体を通じてそのような啓発をしていきたいというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましても、当然ですけれども、強制できるものではございませんので、希望者、希望される子供と親御さんを対象に接種するという基本は変わらないので、その辺につきましてはその辺の基本を踏まえて啓発をしていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） その関連ですが、16歳以上はもう案内出していると思うのですが、その間の12歳以上から15歳までの案内というのはいつ頃出して、そういう部分を進めていくのか、スケジュールが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現状ちょっと具体的な日程は決まっておりますけれども、準備ができ次第発送を行っていききたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 次に、例えば学生など羽幌町に住所を置いている方がいて、旅先でいろいろと学生ですから勉強に励んでいるというふうに、この羽幌町に住所を置いたまま町外に出ている方、これらの方に対しての接種をどういうふうにさせるのか、その部分について当然考えていると思いますので、その辺について伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

まず、住所を羽幌町に置いて町外に出ている例えば学生ですとか、そういう方たちにつきましては、住所地外接種という制度がございます。あと、羽幌のほうに帰ってきてもらって打つとかいろいろな方法はございまして、実際問題相当数の問合せがございます。その考え方ですけれども、例えばそのいる先で住所地外接種の手続を取って、そのいる場所で接種を打つ。あと、最近ここに来て職域接種が出てきましたので、結構な数、例えばですけれども、大学に行っている親御さんから連絡があったりですとかして聞いた範囲によりますと、結構な範囲で、今日も新聞に出ていましたけれども、大学で職域接種をやるので、そちらでというような電話等でも情報提供がございます。でありますので、その方の希望に沿ってどちらでも対応ができるような、これは羽幌町がそういうふうに行っているということではなくて、制度的に住所地外接種もできるし、住所地での接種も当然基本でできるという状況になってございますので、その辺はそれぞれの方の状況に合わせて選んでいただけるという状況になってございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） できるだけスムーズに、主に学生になると思うのですけれども、スムーズに接種できるような町のバックアップ体制をつくっていただきたいというふうに思います。

3点目に次移りたいと思います。この道立病院等の医療機関との協力でございますが、医師、看護師については当初からいろんな形で協議をされているようでございます。そして、ご協力をいただいているということでございます。現在、医師、看護師などを含めて何名体制で、例えば1回の1日の接種を行っているのか。ちょっとその辺の部分について、そしてあと1日で接種できる人員は今何名ぐらいが接種できる人員なのか教えていただきたい。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

医師、看護師の数につきましては、その日によって変動がございますけれども、道立病院だと大体医師2名、看護師2名という状況が一番多いのかなと。看護師3名のときもございまして、そのときの状況で変わっております。加藤病院さんにつきましては、医師1名の看護師2名、そのときもそれまで3名のときもございまして。そのような状況で進めてございます。現状は1日の接種人数は、これ例えばですけれども、今週の火曜日、水曜日は330名ずつ接種を実施しております。その中で先ほど申し上げましたけれども、15

日から2回目接種の人方も始まってございますので、一応今後は大体この300人ペースで進むのかなというような計画になってございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 今聞くと1日330名程度、これを週2回ペースで今やっております。私は、私個人の考えなのですが、やはり接種を早く終わらせるためには、これを例えば週3回、1回増やして3回にするとか、そうすると10月末で終わるものが9月で終わる、8月で終わる、そういうふうな単純な計算ですけれども、そういうふうになるのですけれども、その週3回はできないのか。できないとすれば、その理由について何かあれば伺いたいと思います。できれば週3回にして、私としては進めていけばまた本当に早く終わるのではないかというふうに思いますので、その辺も含めてよろしくお願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほど逢坂議員のご質問でございました部分では、年齢の部分でという打合せ等をしたときにも7月末までという状況が変わった段階で協議したときも、やはり日程を増やすのはちょっと難しいという病院側からございまして、それであれば1日の接種人数を増やすという方向で何とか7月いっぱい高齢者を終了させるという計画にシフトができたという状況でございます。

この部分については、何で火曜日、水曜日の2日間しかやっていないのかというところは、当初からやはり火曜日、水曜日しか道立病院さん、加藤病院さんがなかなかちょっと難しいという状況がございましたので、その中で最大限人数をできるように、あと会場の広さ等の問題もございまして、それらを勘案して現状行っているという状況でありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 医師の関係、看護師の関係もあると思います。これは、それ以上追及しません。時間的にちょっとないので、広さも含めて私はできると思うので、これは課題かなというふうに思います。これ北海道にも医師の、道立病院の医師ですけれども、この看護師の派遣についても北海道には確認はしています。要するにできるという部分です。これはあくまでも協議、羽幌町からの要請でありますけれども、これだけは言っておきます。

それで、次4点目に入りたいと思います。これは大事な部分でございまして、多種多様のワクチンをこれから接種しなければならない、一般町民も含めて本当にいろんな業種、職業は接種をしなければならないと私は思っています。この答弁書の中には、業種によって早期のワクチン接種を行う考えはございませんということなのですが、その接種をできないという何か理由というか、根拠があればまず教えていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現状ではやはり接種を希望する方は早く打ちたいというような電話等での申出が結構な数でございます。そのようなちょっと現場の肌感覚で大変申し訳ないのですけれども、なかなかそこに対して優先順位をつけてというのはちょっと難しいのではないかとというようなところで、現在はここに、町長の答弁にもありますけれども、その職場で一遍に接種をすると、例えば次の日具合が悪くなってとか、そういうようなことを避けるために分散をさせて何とかできないかというようなところで現在は調整をさせていただいております。

あと、これは漁師さんなのですけれども、例えばエビの船が現実問題として火曜日、水曜日は沖に出ていておかにはいないというような状況もございますので、その方たちについては、実は漁協を通じてエビの部会に意見を聞かせていただいて、えびかご部会のほうから、であればちょっと休みを取るなどして対応をしたいというような申出をしていただきまして、そのような調整も進めております。でありますので、全部全く考えていないということではなくて、例えば本当に物理的にその日程ではないとかというような、いられないとかというところは、一応先ほど逢坂議員の質問で答えているのですけれども、接種日を増やすとかという対応が今現状では難しいものですから、そういう部分については個別にちょっと協議をさせていただいて対応をしているという状況であります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そこで、国・道が確認しております。これは業種含めて早期に接種すべきだと、してもいいよと、自治体がいいと言え。それで、ここは大事なところなのですが、質問要旨の中に、入っている中に入らないのですが、感染すると大変な事態になる、予想される2つの業種が実はございます。

一つは離島をつなぐフェリーです。これは羽幌沿海フェリーですけれども、今季節的に出入りが大変多い観光客、それから町内外から様々な業種の方々が今両島に出入りしております。その中でこの離島航路を運航するに当たり、大変不特定多数の方と接触する機会が多い。本当の密室状態の中で、船ですから、先ほどエビの話も出ましたけれども、非常に感染リスクが高い業種でございます。私はぜひこの部分は早期に、基礎疾患、60から64歳の基礎疾患が早期の接種者ですから、その中に私はこの部分については、このフェリーについては入れてもいいというふうな考えでまします。

2つと言いましたので、もう一つ、沿岸バスの運転手、従業員です。これなぜかという、皆さんも御存じのとおりこの沿岸バスの運転手なり、その会社から感染者が出てクラスターになった場合、これは大変な事態になります。羽幌町の公共交通機関はもちろんのこと、もう定期バスも全く運行できなくなる。これがなぜ大事かという、この沿岸バスは羽幌町だけでないのです。留萌振興局管内、北は豊富町から、上は豊富から下が増毛まで多くの方々の輸送をしております。札幌行きの定期バスは、これは主に今動いているのは、ある人に何人かに聞いたのだけれども、やはり自分のかかりつけの病院あるいは専門の医療、それから高度医療、これを受けに行っているのです。そういう方がたくさんいます。その方々の足が奪われるという言葉はちょっと悪いのですけれども、足が奪われるよ

うな形になるので、ぜひこの身体に危険を及ぼすような事態を避けていただきたい、避けるべきだと私は思います。ですから、離島航路を担っている沿海フェリー、それから大きく大げさに言えば人の命を定期的に運んでいる、行かなければならない、高度医療も受けなければならない、そういう方々を運んでいるバス会社、ここはぜひ早期接種者として扱っていただきたいということは強く言います。

それから、これはなぜかという代替が利かないのです、この2つは。全く代替が利きません。フェリーを誰か運転しろといったってできないのです。それから、沿岸バスの運転手、これをすぐ誰かがやれといったってできるわけないです。代替の利かない部分でございまして、この業種はやらないとかと、考えていませんとかと書いていますが、ぜひここは羽幌町として理解をしていただいてやっていただきたいと思いますが、町長どうですか。答弁願います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町長答弁しろというご希望でございますので、当然逢坂議員が言っていることはごもっともでございますが、先ほど担当課長からも申し上げましたとおり、大変希望が多いという状況になっております。当初2月頃ですか、高齢者が先にやると言ったときに、ある老人の方から老人クラブでは7割は副反応がおっかないから嫌だという声があったのですけれども、現実的には先ほど数字があったかと思えますけれども、2,000人ですか、超えるような希望があるというような状況と、それから今課長からありましたように希望者が多いというような状況で、それぞれに不安を抱えている中、仕事を持っている中でやはり優先順位ということは非常に難しいことでございます。そんな中で、事務方も苦勞しながらやっているわけです。ただ、苦勞というのは大変だという意味だけではなくて3週間後に2回目を打つというこのテクニックと言ったらいいのか、そのやりくりというのもまた難しい、普通の順繰り順繰りということとまたちょっと違ったあれがありまして、1回打つと必ず3週間後に来なさいよと、打ちますよというような格好も取らなければならないといったことも事務手続の中では煩雑という言い方はこういうときに大変適当ではないかもしれませんが、手数としてはかかるというようなことも踏まえておりまして、大変重要なことであるというふうには認識しておりますので、よくよく担当課と協議の中でどういうふうにできるか相談してまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） いや、町長、ここは大事なことなのです。これ2つの業種はやはり命がかかっていると言っても過言ではないのです。商売でやっているわけではないのです。人の命を輸送しているのですよ、実を言うと。そういう認識でないですか。

業種で、エビ漁船には申し訳ないけれども、それで身体、命に関わることを例えば今僕は言っているのですよ、私は。それは足がないと行けない、それから島から来られないとかになったときに、そうしたら病状が悪化して何かあったときに町は責任を取れるのです

か。僕は、それは絶対この2つだけはやるべきだと思います。それここで、やはり町長トップですから、羽幌町の、町民これで納得しますよ、誰もが。そうだね、やっぱりねと。病気持っている人が不安を抱えているわけです。フェリー止まったらどうする、あるいはここでクラスター発生してしまったらどうする、バスでそれは行けなくなるねと、そういうことをやはり町長として、トップとして考えるべきです。決断するべきでないですか。その相談するとか、協議するとかではなくて。私はそう思いますが、町長どうですか。もう一回聞きます。そこだけ、大事なことです。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） もう一回ということでございますので、答弁させていただきますが、私はやらないと言っているわけではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに申し上げているのです。

先日も両方の会社の社長さんが来られて、運輸局からの指導といいますか、そういうお願いをなささいということでも来られまして、そういう要望書も受け取っておりまして、そういった中でも協議をするようにというふうに申しておりますので、ご理解をいただきたいと思います

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 時間がないので、本当にこの部分だけは優先というわけではない、早期接種者にぜひ2業種、これは早くやってください。お願いします。本当にですよ。

時間がないので、これからまだまだコロナウイルス変異をしていろんな形で波が来ると思います。その都度町は国・道の指針、方針に基づいて動くのですけれども、やはり町独自で動ける部分もたくさんあると思うのですよね。これはやっぱりきちっと連携して、羽幌町はもう例えば議会とも連携してやりながらしっかりとしたコロナ対策を打って、手を打ってやっていただきたいというふうにお願いをして、時間ないので、終わります。

○議長（森 淳君） これで8番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

この後医療対策協議会を予定しておりますので、昼食も含めて再開は1時としたいのですが、改めて申し上げます。

昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 再生可能エネルギー発電設備に関する条例制定について伺います。

近年、汐見地区や築別地区を中心に小形風力発電設備が急増したことで環境保全や景観

形成の観点から、平成29年12月に小形風力発電施設建設に関するガイドラインを策定しました。その後緑町地区には太陽光発電設備が地域住民に詳しく知らされないまま建設されるなどしたため、小形風力発電以外の再生可能エネルギー発電設備についても一定の基準を設けようと、令和2年4月1日施行の再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関するガイドラインを新たに策定しました。しかし、その後も基準に違反して小形風力発電設備が多く建設されていることから、強制力のある条例の制定が検討されてきました。

今定例会において条例案が上程されるとのことですが、この間の総務産業常任委員会での協議、議論も踏まえてより効果のある条例となるよう以下の質問をいたします。

1、本年4月27日開催の総務産業常任委員会で示された条例案から変更や見直しがありますか。あれば主にどのような点でしょうか。

2、風力発電設備による騒音や低周波、バードストライクなど住民生活や自然への影響は実態が確認されているのでしょうか。

3、条例内容を遵守しなかった場合の罰則など、さらに検討すべきではないでしょうか。

4、去年の総務産業常任委員会において、町へのメリットは固定資産税の償却資産税と草刈り作業の委託などと答えていました。現在の設備規模で小形風力、太陽光、合わせてどのくらいの固定資産税収入が期待できるのでしょうか。また、草刈り作業の実施状況はどうでしょうか。

5、本州のある町ではメガソーラー計画をめぐって住民が工事差止めの訴訟を起こしています。条例はこうした事態に発展しないよう地域住民と事業者、自治体とが良好な関係を維持、保証していくものとなると思います。この点について、町としてはどう考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の総務産業常任委員会からの変更や見直しについてであります。文言の整理等を行いました。内容についての変更や見直しはございません。

2点目の風力発電設備による住民生活等への影響の実態確認についてであります。騒音や低周波音につきましては先般測定器を導入したところであり、過去に風力発電設備の近隣住民から事業者への申入れにより夜間の運転を停止している発電設備があると聞いておりますので、最初にその場所の騒音、低周波音を測定し、以後必要に応じて実態を確認してまいりたいと考えております。また、バードストライクにつきましては、住民の皆様からいただいた情報を基に周辺に風力発電設備を設置している事業者に対し注意喚起をしてきた経緯があり、今後につきましても同様に対応してまいりたいと考えております。

3点目の罰則などの検討についてであります。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、自治体の条例に違反し、国の指導等に応じない場合、

最終的には事業認定の取消しを講じることとなっておりますことから、条例が遵守されるものと認識しており、罰則は事業者名等の公表までとしたところであります。

4点目の町へのメリットについてであります。再生可能エネルギー設備に係る固定資産税、償却資産分の賦課額は、令和3年度分では約1,100万円となっております。今後につきましても減価償却や増設等により増減いたしますが、設備が存続する間税金があるものと捉えております。また、草刈りにつきましては、町を通して実施するものではありませんので、町内事業者における受注状況については把握しておりません。

5点目の地域住民等との良好な関係の維持、保証についてであります。町内においては既に多数の発電設備が設置されておりますが、条例を施行することにより規制場所で新たに認定される発電設備はないものと考えますことから、適切に運用していくことで地域住民や事業者との良好な関係を維持してまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、一問一答で再質問させていただきます。

私は2年前の12月議会だったと思いますが、ちょうど町内で大きな太陽光発電の設備ができたということに関わって一般質問をさせていただきました。あのときは風力発電にも関わっての質問だったのですが、最終的には条例制定も必要ではないですかと投げかけたのですけれども、そのときの答弁は特段トラブルもないので、条例はつくる考えはないというお答えだったと思います。その後2年たっていますから、いろんな町内の状況も変わります。今回いろいろ条例の検討までというところに進んできたのかなと思います。私としては、やっぱりちょっと遅かったのではないかなという気持ちもあって、そんな反省を込めて、また今回質問させていただきますけれども、私は常任委員会が別の常任委員会です。これまでの議論には加わっておりません。傍聴はしておりますけれども。そのときの全く同じような内容には重ねての質問はありませんけれども、前回ちょっと保留になっていたとか、検討してみたいとかといったことについても、ちょっとこの場で質問させていただこうかと思っております。

今回このたびのこの条例の策定に当たって、これまでのガイドライン、4年前と2年前かな、ガイドラインが作られて、その内容を踏まえつつ全道や全国のいろんな例なんかも調べた上での検討をなされてきたと思います。その点については敬意を表したいと思いますけれども、この間特に参考となった自治体の例とか、そういうものは多分あったのではないかなと思いますが、支障がなければどこの自治体のもので、自治体まではちょっと無理なのかな、それは無理であればこういった内容の条例があったので、参考にしましたとか、そんなような経緯みたいなことについて説明していただければと思いますが、お願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

条例をつくるときに参考とする自治体のものがあればよろしいのですが、なかなかその風力に限ってですとか、太陽光に限ってですとか、そういった条例はあるのですが、再生可能エネルギー全般を網羅したような条例つくっている自治体というのが特になくて、当初うちのほうで風力発電のガイドライン策定したときには先進でありました。稚内市さんのものをちょっと参考にさせていただきまして、ベースはそこなのですが、それをベースにしながらいろいろな市町村さんの条例を見ながら、最後オリジナルといたしますか、全体を網羅したものをつくり上げたというような形になっております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。それなりにちゃんと時間をかけて検討されてきたのだなということが理解はできました。

私もこの間ちょっと調べてみました。確かに全般のものまでは私も見つけられなかったのですが、今年の4月1日施行で道東のある町で今年の4月に施行されたというところがありました。ここは町名はあえて言わないことにしますが、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例という内容になっていまして、中身は太陽光と風車と2つの発電施設に関する条例で、全部で20条から成っております。今回羽幌町でつくろうとしているのは全31条だと思いますので、その条数の数字だけの比較ではありますけれども、当町のもののほうがかなり細かなところまで盛り込まれているのかなという思いもいたします。

ただ、その今年の4月1日に施行された条例の中にあって、今回羽幌町の中にはない項目があるのです。その点についてちょっと確認させていただきたいと思うのですが、太陽光発電事業について出力10キロワット以上のものというふうに規定しているのですが、今回羽幌町の中身を見てみますと、太陽光の出力数の規定が見当たらないと思うのですが、どのような検討によるものなのか、そこまでの必要はないと判断しているのかどうか、この点はどうでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

最初に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法なのですが、その第2条第4項に規定する再生可能エネルギーということでありまして、あとそのほかに一般的に家庭用のものといいますか、そういったものは除くというような規定にしております。ですので、ある程度一定以上の売電を目的にしたものを対象にしたというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 売電を目的のものということで、あえて10キロとかいう数字はつけなかったという解釈でいいのかなと思いますけれども、当然10キロというのは非常に少なく、今回羽幌町でつくられているのはたしか600キロワットだったかな、たし

か六百何十キロワット、1,000キロワットを超えるとメガソーラーと言うそうでありますけれども、羽幌の場合はメガまではいっていないけれども、かなり大きな規模のものなのだと思います。

もう一点、これも4月1日施行の条例には載っていて、今回羽幌町にはないのですけれども、責務規定が盛り込まれていると思います。羽幌町でのものは町の責務、それから事業者の責務という条項、文言はあるのですが、さらにこの町では土地所有者の責務というもの、それから町民の責務というものでちょっと載っているのですけれども、町の責務というのはそうです。いろんなこの条例の目的に沿った施策、対応しなさいということとか、土地所有者の責務は今ちょっと調べると時間かかるのですけれども、町民の責務もこの事業に対して町民として協力しなさいと、町の目的に合ったものとして町民もぜひ協力しましょうという、そんな理念条例というのかな、そういうようなものも書かれているのですけれども、あえて羽幌町としてはそこまで土地所有者の責務、町民の責務という点まではちょっと考えなかったのかどうか、どう検討されたのか、お願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

まず、土地所有者につきましては特段に発電事業を実施するというわけではありませんので、特別に規定するという考えはありませんでした。それと、住民のほうなのですけれども、責務という言い方はしないで、情報提供という形で、住民の皆様がもしそういうこの条例に違反したような発電設備を見つけた場合、町のほうに情報提供をお願いしますというようなことで盛り込んでおります。

それと、先ほどの質問で10キロワット以上という質問をいただいたのですけれども、うちの条例のほうでも実は10キロワット以上のものということで規定は一応考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 先ほど前段のほうの話ですけれども、4月1日施行の条例では、町民の責務は基本理念に基づきこの条例に適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする、これが町の責務ですね。土地所有者の責務としては、設置事業により自然環境もしくは景観を損ねない、または災害もしくは生活環境への被害等が発生しない、発生することのないよう事業区域を適正に管理しなければならないと。土地の管理責任を持っていると。町民の責務は、基本理念に基づいて町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないということで、ちょっと理念的な条例文になっているのかなと思います。

それで、先ほどの10キロワットを今回盛り込もうとしているという話なのですが、条例の条文の中に入ってきますか。私ちょっと探せられなかったのですけれども、何条のどの辺なのかをお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

明日上程になるわけですが、一応第2条の第2号のところでは太陽光パネルという、これ定義の規定なのですが、そこで出力の合計が10キロワット以上のものをいうというふうに規定を考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 失礼いたしました。明日上程される分のほうではなくて、前回の委員会のほうに出されたものを見ていたので、その部分とはちょっと若干違うと、変わっているということですね。それは後で私も確認したいと思います。

それで、さきの委員会以降特に変更や見直しはないということでありまして、その委員会の議論の中では、発電設備の事業者が変更された場合には把握が難しくて分かりづらいということから、検討を加えるというふうに答えていました。事業社名が変わったとか、事業が譲渡されたりなんかして変わった場合には、なかなか見つけるのが大変だと言ったのか、確かに分かりづらいのですというふうにおっしゃっていたと思うのですが、その点もちょっとまだ時間があるので検討してみたいというふうに課長は答えになっていたかと思うのですが、この点について何かさらに検討を加えたのかどうかお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

そのときのご質問、内容的には一緒なのですが、分かりやすくはっきり明記したほうが良いというようなことでしたので、一応第17条の中で事業者の変更の場合も届出を出してもらいますというような規定を一応考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そうですか、分かりました。では、結構変わっているのではないですか。

そうしたら、それともう一点議論になっていたのは、事故が起きた場合の補償についてですよね。これ議論になっていたと思います。私が思うに、一番現実味のある事項として考えられるのは台風だとか強風だとか、あるいは落雷のときです。こういったときには、やっぱり背の高いものなんか落ちてくるということで、建造物の飛来に関わるものではないかなというふうに私は想像するのです。でも、この件については条例の中では14条で災害について規定しています。18条では保守点検等の実施と、21条では苦情等への措置ということで触れてはいるのですが、実際に被害が生じた場合の措置規定が見当たらないのではないかなと思うのです。この点についてはどう考えているかお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

その部分に関しましては、発電設備の所有者と、あと被害者といいますか、その間民事といいますか、そういった部分ですので、その補償内容まで条例で規定するというように

はならないのかなというふうに考えるところであります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 確かに当事者同士ということになれば、その間に町は関与しない、関係しないということなのかなと思いますけれども、でも場合によってはそういうまるつきり町は無関係ですよと言っているのかどうか、私はちょっとその点は疑問があるのではないかなと思うのです。羽幌町民の問題ですし、もちろん業者と町との関係というものもあるでしょうし、そこはやっぱりスムーズに話し合いが行われるだとか、なるべくよりよい方向への解決に手助けをするような、そういった立場も町としてはあるのではないかなと思うのですが、まるつきり民事だから当事者に任せますということなのかどうか、その点ちょっとお願いいたします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

議員のご質問、再生可能エネルギー発電設備に限って町が挟まってというようなご意見かなと思います。でありますけれども、町内にあります建造物ですとか工作物全般にわたって統一の対応をしなければならないというふうに考えておりますので、この発電設備に限って町が踏み込むというような考えは特にございませぬ。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そういう考えなのだなというのは、理解はいたします。

今回の建物、建造物についてはそうかもしれませんけれども、場合によっては例えば町有地が絡んでいるだとか、あとは電気の配線を町道の下を通して、そういう町の所有地、所有物も関わっての業者ということもあり得ますよね。今あるかどうか分かりませんが、そういうケース・バイ・ケースということで、こういう場合には、この業者の場合には町もある程度の関与はするのではないかなという気もいたしますが、架空の話ですけども、この辺何かあれば、もしそれでも、さっきの答弁と変わらないということであれば、またそれでお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

町有地ですとか、町有建物ですとか、そういった絡みで関係するということであれば、当然当事者になるわけですから、そこを知らないという話にはならないと。全般的にこういう場合はこうしますということではなくて、その場合場合によってケース・バイ・ケースということがあると思いますので、その状況に合わせて対応していくのがいいのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。

それで、もう一点不測の事態の事故を防ぐためにも、例えばその風力発電設備であればもう何年前にありましたよね。落雷が起きて、羽根の一部が道路を越えて飛来したとい

うこともあって、やはりこれは5条の第4項あたりで、道路からの距離は発電設備の地上からの高さの等倍以上の距離を空けなければならないということで規定されております。等倍の距離ということは、つまり20メートルの高さのものであれば道路から20メートル以上離れていればいいですよ。これでやっぱり十分かなと思うのです。くるくる回っているものが落雷で落ちる、真下に落ちるとは限らないし、くるくる回っている遠心力でビョーンとやっぱり飛んでしまったというのが前回、十何年前かな、あったと、国道をまたいで飛んだというふうに聞いていますけれども、本当にこのほとんど車も人も通らないような道路ならまだしも、国道沿いであればやはり等倍の距離で十分ですよとか、等倍以上の距離で十分ですよというのもどうかなと思うのですが、この点もこの間検討されてきているかと思いますが、どういう見解なのでしょう。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

この辺につきましては、先進といいますか、ほかの市町村さんの事例を参考に等倍以上というような形で規定させていただきました。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 確かにそのほかのを参考にすればそういうことになるかもしれませんが、でも等倍以上よりも例えば2倍とか3倍にしては駄目だということではないわけですし、特に羽幌町の場合は国道の縁に建っていますから、これがどこかの崖地だとか、人里から離れたところとやっぱり違うと思うのです。そういった状況を考えれば、町独自の判断でもうちょっと違う規定にしてもいいのではないかなと私は思いますが、これは私意見として述べさせていただきます。

私の質問の中で、町へのメリットとして税収についてお答えをいただきました。一般的に固定資産税というのは、一般的にですよ、固定資産税は土地と建造物、建物に関わる税だというふうに私は、乱暴な捉え方かもしれませんが、そう思っておりますが、この発電事業でも同じく土地所有地に対して事業者所有であればその土地についても課税されているものなのかどうかお答えいただけますか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的にそのこういう再生可能エネルギーのものが建っているから税がかかるとかという部分では、土地等はなっておりませんので、もともと土地の部分については土地という部分の固定資産税がかかっているということでご理解いただければと思います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） かかっているということですよ。償却資産分についての説明があるのですが、これはちょっと私としては聞き慣れないわけでありまして、償却資産分ということは建っている設備面のことに対することかなと思いますが、この償却資産分の説明と、どのような計算になっているのか。普通の我々であれば課税標準額の1.4%だっ

たかな、固定資産税は。こういう事業所関係のものも同じ税率なのかどうか、その辺まで含めてお願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、先ほど来ていますので、例えばその風力発電の設備でいきますと、そのもの全体が機械設備という形で償却資産の中に入っております。償却資産の中には、いろいろなものもありますけれども、一応扱いとしては機械設備という形になっております。

計算の方法ですけれども、ちょっと私も口頭で説明するのはなかなか難しいのですけれども、最初の年につきましては、まず税金の課税の部分ですけれども、1月1日時点でその償却資産として持っているものについて課税されるものです。

まず、その取得、例えば前年中に取得をしていて、今年でいくと3年の1月1日に新たに登載されたものとします。そうなったときにつきましては、まずその取得した価格、これにちょっと原価率とかという形になるのですけれども、この取得価格に1引く原価率、これ耐用年数の年数によって率変わってくるのですけれども、1引く原価率になるのですけれども、初年度だけはこの原価率半分という形になって、課税標準額が出てきます。一応これが国の施策にのっとって特例割合ができるということであれば、3年間これが4分の3掛けたものが課税標準額になります。今度2年目になりますと前年度の評価額、これに1引く原価率という形で足したものが今度評価額になって、それに税率のうちでいきますと1.4%、これを掛けて税額が出るという形になっております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） ありがとうございます。100%理解したとは言えませんが、ある程度の流れは理解しました。やっぱり1.4%は変わらないのだなということも分かりました。これは答えていただけなのか、2年前に町内でできたその太陽光発電の事業者に対しては、取りあえず減免かな、固定資産税は減免しているというような話も聞いたような、聞かないような、その点3年間の減免措置をしているのかどうか、その辺もし答えられるのであれば、お願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今金木議員のほうからご質問ありました設備につきましては、企業振興促進条例に基づきまして支援をしているというふうに捉えております。条例上につきましては、基本的にはその支援したところについては3年間減免することができるという形になっております。

また、減免するに当たってはその3年間毎年固定資産税の納期の1週間前、7日前までに減免が必要であれば申請をする形になっておりますので、している、していないという形になるとなかなか税金の関係ですので、その辺はちょっとご理解いただきたいのですけれども、減免が必要であれば申請がなされて、当方で減免の措置をしているというふうに捉えていただければと思います。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） ありがとうございます。あとは勝手に想像したいと思いますが、最後の質問の項目で、条例の運用をしていくことで町としても、住民としても事業者と良好な関係を築くためのものとして捉えられるのではないですかということでお聞きをしたところ、町長も町側もまさしくそのとおり良好な関係を築いていけるだろうという認識だということは理解をいたしました。

それなりの事業者としては応分の税も納めていただけているのだろうということもありますから、ぜひ良好な関係をとっておりますけれども、私は今回いろいろ調べていきますと、再生可能エネルギーの事業者と、その事業者だけというわけではないのですけれども、せっかくそういうものが自分たちの町にできたのであれば、それをお互いの連携でよりよい関係をつくっていかうではないかということで、そういった条例をつくっているところもあるのです。国は自然エネルギーの施策を進めていくというような施策、立場になっていますから、自治体としてもそれを応援するのだという、そういう条例をつくっている町も、これ結構ありました。

担当課も御存じかもしれませんが、条例に基づく、言葉はどうかなと思うのですけれども、地域ビジネス支援というそうでありますけれども、地域ビジネス支援に取り組んでいる自治体、その内容、中身はいろいろあるのですけれども、固定資産税の減免もありますし、もし町内でそういう設備を造るのであれば、自治体としても幾らか支援、応援金を出しますよということもありますし、産業界、学術、大学や業者、業界の人たちと一緒にやった例えば学習活動だとか啓蒙活動、シンポジウムといったようなものを開きながら、町民の皆さんにも知らせていくというようなことだとか、あと再生可能エネルギーを使って地域で活用できないかと。エネルギーをこの地域で活用しようではないかというような検討や取組などなどということがあります。

今回この条例は設置及び運用の基準ですから、まるっきり全くこのとおりはまらないのかもしれませんが、今年、来年すぐやるというわけでもりませんし、この後せっかくこれだけの風車があって、太陽光の発電所があって、町民はもうみんなどういう業者なのか、一体町にとってどうなのかというのがよく分からないでまだいるのではないかなと思うのです。もしもきちんとそういう業者の方と連絡や意思疎通や連携が取れて、羽幌町さんの条例きちんと守ってやっていますよと、行く行くは羽幌町の町民の皆さんのためにもなりますよ、自治体にも応援しますよというようなことになれば、もうこちらとしても、町民としても一緒になって応援できるのではないかなと思うのです。いつ、どこで検討して、いつの間にかつুক্তか分からないような事業者だと困るので、やはり優良企業といいますか、良好な状況を保ちながら、地域でみんなと一緒にやって応援できるような、そんな条例というものもこれからぜひ、すぐは無理かもしれませんが、そういった展望もあるかなと。もちろん自然の環境や、災害などが起こらないような、そういった条例や決まりをきちんと守った上での話、当然そうなのですから、そういった将来の展望、将

来の課題ということについて、これは課長というよりも町長のほうがいいのかなと思いますが、町長の自然可能エネルギーへの展望、課題みたいところで何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 自然エネルギーに対する町の展望ということでございますが、様々な問題につきましては事業者がやっていることでございますので、難しいと思いますけれども、自然エネルギーに対しましては世間で最近言われているように大変重要な問題であるというふうに捉えておりますので、今後も担当課をあれして十分に検討して前向きに取り組んでいきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは質問させていただきます。

町が行う新型コロナウイルス感染症に係る対策の現状把握と効果、今後の対応について。

6月時点で北海道全域に緊急事態宣言が6月20日まで延長されており、期間中不要不急の外出や移動を控えることや、飲食店等には営業時間の短縮や酒類の提供時間の短縮が要請され、感染を封じ込めるための最大の対策として人と人との接触を徹底的に抑える対策が講じられています。町としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な事業を実施しつつ、ワクチン接種についても年齢や職種、地域ごとの接種が始まっており、大きなトラブルもなくスムーズに進んでいると聞いています。

観光に関しては、両島で行われる予定であった焼尻めん羊まつり、天売ウニまつりの中止が決定されました。学校行事等も運動会での競技見直しや時間短縮を行うなど、感染防止の対策が講じられています。

産業の各分野にも様々な影響があり、先の見えない不安が続いています。影響は今後も続くと考えられますが、町民にとって一番身近な存在である地方自治体として町民の声を聞き、正しい情報提供と緊急事態宣言後やアフターコロナにすぐ対応できる準備を今から行っていくことが重要だと考えます。

そこで、次の点について質問します。

1点目、ワクチン接種の現状と情報の提供について。国の指針により医療従事者の優先接種から始まり、65歳以上の高齢者の予約、接種が始まっています。今後64歳以下の

予約や接種が始まっていきますが、各自治体の現状を踏まえた優先接種やキャンセルが出た場合の対処が必要と考えます。また、高齢者施設職員と同じくワクチン接種の対象となっていない児童・生徒と接する機会が多い保育士や教諭等、そのほか町内外の不特定多数の方と接する機会が多い職種についても配慮が必要だと考えますが、町の見解と対策はどのように考えているのか。

また、町民が安心して接種をするためにも、予約状況や接種数、接種率などリアルタイムに正確な情報提供をすべきと考えるがどうか。

2点目、今後の観光振興について。町内での大きなイベントが残念ながら中止となりました。これから観光シーズンとなるが、観光に係る事業者だけでなく、交通や宿泊、飲食、加工、販売業にまでわたり大きな影響があり、今までのような積極的な観光振興は難しいと考えます。2年連続中止となったイベント等は、来年再開することになっても運営や集客などの問題が出てくると思われます。現状の観光振興について、町の見解と今後の展望についての考えは。

また、当初予算も確保されていることから、この時期だからこそ町民還元や地場産品を地方に発送する場合の送料を町が負担する形でのイベントや事業なども行っていくことが必要と考えるがどうか。

さらに、観光振興を利用し、各種産業にも波及効果のある施策を行っていくべきと考えるがどうか。

3点目、新型コロナウイルス感染症の公表に関する基本指針について。感染者の居住地などの公表は、羽幌町が独自の判断で北海道や感染者本人の同意を得ず公表することはできない。しかし、町民生活に大きな影響を与えるであろう職種や施設で発生した場合には、公表を積極的に行っていくことが重要であり、町民の安心につながると考えます。現在羽幌町では町職員に対する独自の公表基準を定めていると伺っているが、今後は町職員のほか、小中学校を含めた町が管理する公共施設や公共性の高い施設の職員や利用者等が感染した場合における情報の公開に関する基本指針を各種関係者や関係団体と協議の上、作成することが必要だと考えます。町としての見解はどうか。

また、感染された方やその関係者への誹謗中傷、不当な扱いや嫌がらせ、差別、偏見につながることがないように適切な処置や対応を今後強化していく必要があると思うがどうか。

4点目、各産業、事業者、町民の現状の把握について。新型コロナウイルス感染症の予防のため、各種会議や事業等が中止、縮小されている中、町民の不安や今後は心配する声が届きにくい状況になっています。町民の声を聞くことについて、行政としては各種会合時やふれあいトークなどを活用してくださいとのことだった。しかし、直接話す機会も少なくなっている状況の中、どのようにして町民の声や現状を把握しているのか。

インターネットやSNSの活用などを検討し、今後はどのように町民の話を聞く機会をつくり、その声を町政に生かしていくのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えいたします。

1点目のワクチン接種の現状と情報提供についてであります。初めに優先接種の考え方につきましては、逢坂議員への答弁でも申し上げましたとおり、職種による早期接種を行う考えはございませんが、接種のタイミングが重なることにより業務に支障が生じると思われる職場については、接種日の分散対応も検討してまいりたいと考えております。また、キャンセルが出た場合の対処につきましても、体調不良などにより急なキャンセルも予想されますことから、あらかじめ当日対応が可能な方を把握しておくなど、可能な限り無駄がなく、効率のよい接種を心がけてまいります。

次に、町民の皆様が安心して接種するための情報提供についてであります。ワクチンのスケジュールや実施方法、注意事項等につきましては、対象者への案内や町ホームページで既にお知らせしておりますが、予約状況や接種数等についてはどのような形でお知らせができるか、今後検討してまいりたいと考えております。

2点目の今後の観光振興についてであります。初めに当町の現状につきましては、観光誘客、PRを目的とするイベントや事業は集客により密を避けることができないため、ほとんどが中止または延期となっている状況であり、本町の観光振興に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

今後予定されております事業につきましては、感染症の状況を見据えながら開催に向け検討しているところでありますが、積極的な観光事業の実施や参加が難しい状況が続く一方で、コロナ終息後を見据えた事業展開が必要と考えており、大幅に減少した観光客を再び呼び込むために天売島と焼尻島に特化した専用サイトの整備やプロモーション動画の制作に取り組んでおり、町の魅力を効果的に情報発信していくことで観光需要の回復と誘客の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方発送する場合の送料の負担等につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した事業者への支援としまして、地場産品等の通信販売、地方発送にかかる送料に相当する額の一部を町が負担する事業を予定しております。現在具体的な内容を精査しているところでありますが、事業者の負担軽減が図られるよう積極的に周知してまいりたいと考えております。

また、各産業にも波及効果のある施策についてであります。これまで述べましたとおり感染症の広がりには現在もお町内観光に大きく影響しており、今後の感染状況に左右される部分もありますが、関係団体との協議を継続しながら効果的な観光イベント、事業展開を検討してまいりたいと考えております。

3点目の公表に関する基本指針についてであります。北海道の公表基準に基づき対応することが基本でありますので、本町独自に指針を作成する考えはございません。また、新型コロナウイルスの感染拡大、対応の長期化などにより感染に対する不安感や恐怖心から、感染された方などに対する不当な扱いや嫌がらせ、誹謗中傷など心ない行為の発生が

インターネット等で広がっているとの報道が見受けられております。町といたしましても、決してあってはならず、許されないものと考えておりますが、個々の案件に対応していくのは困難でありますので、誰もが感染する可能性があること。不確かな情報やうわさに惑わされず、国や北海道からの正しい知識の下、冷静に思いやりのある対応を取っていただくことなど、理解を深める、啓蒙啓発活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

4点目の各産業、事業者、町民の現状把握についてであります。議員ご指摘のとおり各種会合やふれあいトークなどを積極的に開催する状況にない中、各産業、事業者の現状につきましては、それぞれの業務で連絡を取り合っていることに加え、地方創生臨時交付金を活用した様々な事業の実施に当たり意見聴取するなど、把握しているところであります。

町民の現状につきましては、毎月地域情報連絡員制度により職員が担当する方面委員へ広報紙などを持参し、その際に情報の共有を図ることとしており、高齢化率が高い本町といたしましては有効な手段と考えております。今後におきましては、社会の流れや年齢構成などを見ながら、その時々の本町の状況に合った有効な手段を検討してまいりたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

毎回のことですがけれども、自分は議員という職の中でこの定例会での一般質問は町民の声や不安を代弁する役割として今行っています。質疑についても私自身も分かりやすく丁寧に行っていきたいとは思っていますので、ぜひ再質問の答弁においても、私だけではなく町民にも分かりやすいような正しく丁寧な答弁をお願いしたいというところで始めていきたいと思っております。

まず最初に、私が質問を出して、何点か1問目の質問に答えていないところがあるのではないかなというふうに感じました。特に追加修正等、まず最初に町長のほうからないかどうか、そこを確認させていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、より具体的な形で、再質問の中で答弁されていないことですか、先ほど逢坂議員が同じような質問をされていまして、その中で今の答弁

と少し変わってきたものもあるのではないかなと思ったものですから、最初に質問させていただきます。

まず、答弁の中で職種による早期接種を行う考えはございませんということで、私にも答えていただきましたし、逢坂議員の最初の質問のときにも同じように考えはないと言いましたが、最後に町長の発言の中で、やらないとは言っていないのだというので終わったと思います。ということは、私への答弁でも行う考えはないということではなくて、やらないと言っていないということなので、そこがちょっと食い違っているのではないかなというふうに思うのですが、逢坂議員の最後の質問でそこが変化があったのではないかなというふうに思ったものですから、その辺はどうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは、最初の答弁書に基づいて、質問書に基づいて答弁書していることで、再質問の中でやっていることでございます。また、私が議員時代は同じ質問については関連して質問させるという、そういう時代もありましたので、ここで申し上げているのは、一般的に申し上げまして、業種において優先的にするという考えは町だけでなく、国・道もそういった考えが当初なかったということでございます。

また、先ほど逢坂議員のときにも申しましたように、フェリー会社とバス会社においては運輸局からそういうお願いをしておいでというような通達が来たので、両方で来ましたといった状況も勘案しながら、これからどうできるか、そういったことを相談していくというふうに申し上げたつもりでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 答弁、やり方のことではなくて、先ほど町長も逢坂議員の答弁でということ、それを引用しているわけですから、先ほどのやり取りも、私の質問でも変化があるものになるのではないかなというふうに思うのですけれども、どうしたらいいですか。町長はやらないとは言っていないということだから、今後考えていくというふうに形が変わったのかなというふうに逢坂議員のやり取りを聞いて思ったのですけれども、その辺はもう一度聞いてもいいでしょうか。すみません、もう一度お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） もう一度ということですが、同じことでございますので、そういうふうに捉えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そういうふうにとというのがよく分からないのです。どういうふうに捉えていいかと。逢坂議員の最初と私の最初の答えは一緒なのです。今後考えていないのですと。けれども、逢坂議員とのやり取りの中で変えましたよね、考えを。やらないと言っていないのだと。ということは、今後考えていくのだということに変化したと思うのです。それでよろしいですか。そういう認識で、私の理解でいいですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時16分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変お時間をいただいて、申し訳ございませんでした。答弁をしたつもりでおったのですけれども、足りなかったようで。

逢坂議員から沿海フェリーとバス会社についてというご質問をいただいて、フェリー会社の方々とバス会社の方が来られて、運輸局から優先順位には入っていないけれども、そういうふうに頼むようにというふうに来られたということでありましたので、そういうことも踏まえて今後協議の中には入れていくよということを申し上げましたので、そこについては小寺議員おっしゃるようこれからそういう形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 一般質問の中でどんだんいいほうに議論によって変わっていった自分はいいと思います。なかなか町だけとかでも情報や、忘れてしまう業種等もあると思うので、そういう面では逢坂さんもいろんな提案をしたと思うのです。

私は、ちょっと確認したい用語なのですけれども、優先接種と早期接種の違い、自分は優先接種を枠を広げていってはいかがかということ尋ねてはいるのですけれども、町としては、いや、早期接種の考えはないとか、その辺優先接種と早期接種の違いを教えてくださいなと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

一般的に早期と優先という言葉の違いは当然あるかと思っておりますけれども、このワクチン接種の部分に関しましては基本的に優先接種という言葉を使うのが、まず医療従事者、それとあと高齢者施設の入所者及び介護施設職員、これらの方々に関して優先接種というような言葉を使っております。早期接種というのがその高齢者以外の部分の方たちの中で、それこそ自治体の裁量なりで早期に持つていく方ですとか、そういう方の部分ですとか、あと本当に全般的に早い段階での接種という部分を早期というふうに表現をしているという状況であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうであれば優先接種を広げるということではなくて、早期接種に、例えば職種なのか、業種なのかによってそれを町長の答弁では今後も考えていくということ言っていたのですが、自分がやっぱり心配しているのは、先ほどの2つとか、運輸に関わる以外にも消防ということであれば、警察なども通報があればど

んな状況であれ出勤しなければいけないですとか、あと例えば死因不明の事案があった場合には駆けつけるだとか、本当にそういう生活に密着していて大事な職種もあると思います。きっと今後国や道の中でもそういう職種がどんどん出てきたときに、町としても対応できるような考えをいつも持っていて、最初のあれでは行いう考えは、ないということだったのですけれども、今後はそういうことを行っていくということで終わったので、ぜひ国や道だけではなく、町民の生活をしっかり見た上で早期接種ができる職種を自治体として決めていっていただきたいというふうに願っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ちょっと先ほどの逢坂議員に対しての答弁と重複するかもしれないのですが、大変申し訳ありませんけれども、先ほど申しました肌感覚でいくと早期に打ちたいという希望している方は、早く打ちたいという方がやはり当然相当数おります。多いです。やはりそのような方たちは、実際電話等で結構な勢いでお話しされることが多々ございます。でありますので、これ本当に肌感覚でいきますとどこ、何の職種を等というようなところはなかなか判断がつかねる状況でありますので、今回ご質問された部分等も含めて、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、再度それらも含めて検討をしたいというふうに思います。

ただ、あと先ほど来から申し上げていますが、重複をしないように同じ職員の方たち一遍にというような状況ではなくて、ばらけさせるために接種期間を空けるとか、そういう状況でいきますと必然的に、例えば最初の方がちょっと通常の年齢層よりも早くなるですとか、そういう事象はあろうかと思っておりますけれども、それらも含めて、今の質問と答弁を含めて再度検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぜひこれに関しては自治体がある程度任されて、早期接種については自治体の環境ですとか、年齢層、いろんなことを一番町民に近い自治体が決められるということになっていきますので、それはやっぱり町長なりの政治判断で、あとは町民に丁寧説明していくと。町長の思いをこういうことなので、職種なり優先させたのだと、それは説明の責任はやっぱり町長にあると思うのです。なので、しっかりと決めて、それを町民に知らしめるのが町長の役目かなというふうに思っています。

それと、もし住民ですから、様々な電話対応ですとか、本当に担当は健康支援課で受けていると思うのですが、人数が足りないですとか、いろんな影響があるのであれば、それもまた町長の采配で人員をその都度調整するなりという判断もできると思いますので、ぜひ現場が滞らないような対策、特に職員の方一生懸命対応していると思うのですが、その辺町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現場が滞らないようにということのご質問だと思いますが、そう

いうふうには日頃から考えておりますので、これからもコロナワクチンの接種についても滞らないように考えていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぜひそのように、接種のスタッフ以外にもやっぱり電話対応ですか、発送業務ですか、本当に町民は私も含めてですけども、目に見えない対応を一生懸命されていると思います。その際にやっぱり説明はこういう説明をするのだということがないと町民も納得しないと思いますので、ぜひ町長の言葉で今後町民に伝えていただきたいというふうに思います。

続いて、情報の公開についてなのですが、今後検討するということなのですが、その情報を出すに当たってこれは実績ですので、何も隠すものでもないし、データのなもので個人情報とか、そういうものではないと思うのです。ただ率とか数だとか、その今の現状を質問の中にも入れましたけれども、なるべくリアルタイムで知らせる方法があるのではないかなというふうに思うのですが、今すぐできないということのように見えるのですが、何か問題はあるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほど来別な視点の質問で、やはり早期に打ちたい方が多数おられてというお話をさせていただいておりますけれども、実績を公開することによってそういうまた問合せ等が多くなるのではないかなという危惧が実は正直なところございまして、これどのような形でお知らせできるかというふうに答弁させていただいておりますけれども、多分どのような形でもってその実績でありますので、形の変えようが当然ないとは思っておりますけれども、その辺も含めて焦りにつながるとか、そういうことを避けたいなという考えもございまして、ちょっとこういう表現をさせていただいております。でありますので、全くやらないとかということではなくて、本当にどういう方法でやればいいのかという部分を今検討をしているという状況でありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 実績ですので、自分は早く知らせるほうが町民は安心すると思うのです。1か月後に、はい、こうでしたというよりは、今日これだけ、先ほどのやり取りの中で1日330件注射を打ちましたというような小さい情報でもいいのですけれども、そういうのが分かれば、進んでいるのだな、そういう面で安心を感じることができる町民もいるのではないかなと思います。ぜひいろんな方法、防災、今アプリもありますし、ホームページもありますし、回覧もいろんな形であると思っておりますので、情報発信を、先ほど町長も正しい情報ということでおっしゃっていただきましたけれども、国や道の発信だけではなく、町の発信も積極的に行っていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目に行きたいと思っております。2点目については観光振興です。私の質問と重複するような答弁もあったのですが、今できることは何かなというふうに考えた

ときに、自分は町民還元を一応観光に結びつけられないかなということで、町民還元という言葉を使って質問もさせていただきました。ただ、答弁の中には町民還元は考えているのか、考えていないのか、その辺も抜けているなというふうに思ったのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

観光での町民還元という部分に関しましては、いわゆるうちのほうの観光でいいますと、町場、羽幌町に人が来て、それでお金を落としていただくという部分では今までもやっている部分ではあるとは思いますが、それに関しまして町長の答弁でもありますとおり、現在積極的に事業実施、または参加というのが難しい状況であるということで、その辺では町民還元という部分での事業の展開は少し難しいのかなということで考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は、観光に関してはもちろん外から人を呼んで、外資というのですか、外からのお金をというのが観光の鉄則だとは思いますが、ただ、今それを積極的にできない中でうまくその町民還元も含めたイベントができないかなということで、具体的には書いていなかったのですが、自分の案をちょっと話しますので、それについてご意見、町長の意見をいただければなというふうに思います。

例えば羽幌ではエビまつりですとか、ここにも載っていますが、ウニまつり、めん羊まつりが行われます。ただ、今年に関してはそれが中止になりました。それで、そこで予算として販売する予定だった例えば綿羊を町民の方に買っていただくことによって、町民はそれを発送してくださいと、発送運賃は町が持ちますのでということで、町民も巻き込んだ中での観光PRはできないかなという思いでいます。エビもそうです。エビもある程度毎年何トンという数が売れているのですけれども、イベントがないおかげでそれが在庫というのか、売れない状況にあるので、ぜひ町民の人買ってくださいと。その分町が送料を持ちますよと。そうしたら、町民も観光のPRに協力してくださいと。町だけがやるのではなくて、町民も含めた形でそれが全国なのか、全道なのか様々なところにそれを送ることによってPRにもなり、そして来年はぜひ羽幌のそういうお祭りに行きたいとか、島に行きたいというきっかけになるようなことにならないかなと。それはやっぱり町民にとっても還元になると思いますし、例えば綿羊もなかなか町民還元ということが最近行われていないのですけれども、イベントで使う予定であった何頭かあるとは思いますが、そういうのを考えてみるのもいいのではないかなというようにちょっと考えてみたのですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変現実的にはちょっと無理かなというふうに私は考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぱっと見て難しいと、自分は受け取ってくれてちょっと考えてみようかということになるのではないかなというふうに答弁は思ったのですけれども、いつもそういう提案を様々な形でするのですけれども、財源の問題ですとかいろいろあったものですから、今回はお祭りにおける財源を中止になったことであるので、それを利活用できるのではないかなという財源まで考えて質問、大きな枠ではしてみたのですけれども、ちょっと検討していただくことは可能なのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時36分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

その町民還元という部分の予算の利用ということだったのですけれども、原則事業中止により実施されなかった事業予算につきましては、減額ということにはなっております。新たに事業を行う際には、その事業内容等を十分協議した上で必要があれば改めて予算化することになりますので、その点をご理解いただきたいと思います。ただ、エビとかめん羊、ウニに関しましてはそのお祭りのために取っていただいている部分もあります。

エビに関しましては、前の日から取りに行ってもらってその日の分の確保をしていただいておりますので、お祭りが無いという段階でその確保分という部分は、数は今ないような状況です。ウニに関しても前の日までに確保してというところで、青年部のほうで取ってきていただくということになっておりますので、それを利用してというのはちょっとなかなか難しいのかなと。

綿羊につきましても、もともとの頭数自体少ない中を確保していただいておりますので、めん羊まつり自体が中止ということになれば、その分はほかということになっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） このコロナ禍だからこそ考えられることってたくさんあると思うのです。もちろんそのためにつくられたお祭りのための予算ですから、減額するのは当たり前なのですけれども、もし必要であれば、減額した中でまた補正を組んで改めて事業を起すすぐらいの勢いがあるのかなというふうに考えています。なので、ぜひ先ほどもちょっと地産地消も含めてですけれども、町民に使う部分に関しては、例えば給食に使う分をそのお金で学校給食の中で甘エビまつりができるかもしれない、めん羊まつりができるかもしれない、いろんなアイデアを持って、まず観光はもちろん外のためですけれ

ども、このコロナ禍ですから、町内をメインにして町民をうまく利用してという言い方はちょっとあれですけども、活用、協力してもらってみんなで羽幌の今後、来年以降つながるであろう観光に結びつくような取組を随時検討して、もう難しい、考えるのはやめまずではなくて、考えてもしいいアイデアがあれば、どんどん補正していただいて事業に結びつけていただきたいなというふうに考えています。

ぜひ減額はするでしょうけれども、その分全て使うわけではないのですけれども、今後イベントとしてだけではなくて、将来の観光に結びつくような事業をこのコロナ禍だからこそ行っていただきたいなというふうに思っています。

あと、答弁の中にあつた専用ウェブサイト等ですけども、動画はもちろん必要です。ただ、それを作ってそれがこれからの需要の拡大ですとか、誘致拡大になるかというところは疑問に思います。それだけではなくて、やっぱり動きがあつたほうがいいと思いますので、使える媒体含めて今できること、今しかできないことをやっていただきたいなというふうに思います。

そして、地方発送の件について、国の地方創生臨時交付金のことは理解しています。ただ、それはイベントがある前提で4月につくられたものです。ですので、また対象者も事業者への支援ということがメインになっています。それをうまく違う形で事業者もいい、町民もいい、そして外にいる人たちにもいいような事業を今後も考えていっていただきたいし、できれば今年度中に1つでも2つでも考えているものを来年に持ち越すことなくやっていただきたいなというふうに自分は願っていますが、どうでしょうかということであれば困るのかなと思いますので、ぜひその辺財源も含めて考えていただいて、今年度中に進めていただきたいというふうに願っております。

続いて、3つ目です。これも簡単に言うと、町は独自の指針は作成する考えはないということでした。ちなみに、自分の意図としては、町民全体ということではなくて、あくまでも質問の中にあつたのですが、町職員ですとか、町の施設に関わる人ということ限定で聞いたつもりなのですが、それであつてもつくるつもりはないということでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

議員の質問の中にも書いてございますけれども、職員に関しては基準ございますので、それ以外の部分についてはつくるつもりはないというような答えであります。

今おっしゃられました公共施設等につきましても、小中学校ですとか、そういう部分もろもろございます。その部分も含めて基本的に町の職員はございますので、公表基準ののっとり対応するということがありますけれども、それ以外の部分については基本的に道の指針ののっとり対応するということが、現状ではつくる予定はないという状況であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君）　ここは、自分は理解しているのですけれども、あくまでも私の今回の質問は、何回も言うとおり町の施設であったり、職員の場合なのです。その基準は町としてあるということでもいいのですか、職員。自分は具体的にこういう、どういうことでというのが全く資料はないのですけれども、ただ聞いた限りではそういうのは独自でつくったものがある、定めているということは聞いて伝えたのですけれども、具体的にどのような内容、それが道の基準に沿ってつくっているものなのか、それとも町の中でつくったものなのか、その辺ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（森　　淳君）　総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君）　お答えいたします。

ただいまの役場職員の公表の基準ということでございますが、基本的な考え方といたしましては、役場職員で感染が発生した場合、その時々状況によりまして、必要に応じて一定期間だとか施設を消毒するなどの対応で閉鎖をしなければならないとか、そういう事態も想定されるところでございます。先ほど来から出ていますとおり、本来であれば道の公表方針に沿って対応すべきところでございますが、施設の閉鎖等が見込まれるような状況については、町民に対しても周知、説明することが求められますことから、そういう場合に限りましては職員の同意も前提といたしまして、公表することによって町民の理解促進を図るということでの考え方で公表するというようなことを、指針を考えております。基本的には、他の自治体のやり方も参考させていただきながら、町のやり方といえますか、そういうものを定めているという部分でございます。

○議長（森　　淳君）　暫時休憩します。

休憩　午後　2時45分

再開　午後　2時46分

○議長（森　　淳君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君）　先ほどの答弁ちょっと足りない部分があったようですので、再答弁させていただきます。

具体的な指針ということなのですが、基本的にはその施設を閉鎖するというような状況の中で町民に対して説明しなければならないというようなことが想定されますので、その指針といえますか、職員の中でも感染が発生したとすれば、そういう感染が発生したということを公表するというようなことをあらかじめ想定した中で、町長の決裁をいただいた中でやるという方針で考えているということですので、具体的なそういう指針といえますか、そういうものは公表をするということが考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森　　淳君）　7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 形があるようでない答弁で、先ほども指針として考えていきたいですとか、今後と言っているのですけれども、例えば道は原則は公開とすると。特に社会的影響を踏まえた職員が感染した場合は基本的に公開しますし、影響が多い場合は即時公表しますと。ただ、影響がないものについては1週間まとめてしますよという、道はそういうのは道職員でつくっているとは思うのですけれども、そういう基準を基にして同じことをするというのでいいのですか。

やっぱりそれはなぜかという、何かあったときにその都度どうしようかということではなくて、きちんとした形があれば、それにのっとって原則公表なのか、非公表なのかも含めてですけれども、そういうのがきちんとあったほうがいいと思うのです、その場で決めるのではなくて。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、その場で決めるとかというわけではなくて、そういうことが想定されますので、あらかじめ職員のこういう感染症の関係につきましては、道がやっているとおりの個人情報に関する部分がございますので、本人の同意がなければ公表できないという部分がございます。これに関しましては、町としても同じように考えまして、町として公表するのであれば、あらかじめその職員の同意を得た上で町としてもそういう施設等の閉鎖が出る場合に対しまして公表しなければなりませんので、そういう部分であらかじめそういうことを想定して公表していくというような考えで行う考えでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 考え方は分かったのですけれども、自分はきちんとしたものをつくるべきかなというふうに思うのですけれども、それがなくてもできるのか分からないですけれども、例えば個別にいうと例えば指定管理しているサンセットプラザで発症した場合は、運営は民間の業者、民営ですよ。ただ、施設としては羽幌町のものですと。そうになったときはどうなりますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 今のような施設に関してですけれども、基本的には例えばですけれども、クラスターがその施設で発生したという場合には、これも当然ですけれども、その施設の所有者ですとか、そういう運営会社のあれにもよりますけれども、公表というような部分も視野にという形になろうかと思えますけれども、基本的には北海道もその部分をクラスターだから公表というようなものを持っていないという状況でありますので、その辺も含めて特段指針を決められないというような状況もございますので、町として独自で何か基準を決めるということは、今の現状では予定をしていないという状況であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 決められないのではなくて、決める、決めないは町村に任されていると思うのです。というのは、留萌市ではきちんと今年の2月に新型コロナウイルス感染症公表に関する基本指針というのをを出して、目的ですとか、人権的な配慮、あと公表の対象ですとか、公表の内容、細かく規定しているわけです。なので、できないわけではなくて、あとは町長を含めた皆さんが本当に町民に影響があるものだから、必要だと思うか、思わないかだと思うのです。自分は今後つくらないということではなくて、つくるようにきちんと、全ての職員が納得して、特に一番大事なのは関わる町民も含めて町長がいつもおっしゃっている安心、安全なものにするためにも一応きちんとした形で公共施設、学校であったらどうなるのか、そういうのも含めた形で検討をしていくべきだと思うのですけれども、もう一度今後検討していくべきだと私は思いますけれども、どう考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 先ほど総務課長のほうから職員の部分に関しての話がございましたけれども、例えば先ほど議員、質問があった指定管理の部分ですとか、そういうことにつきましては、当然その指定管理を受託している事業者の考え方もございますし、例えばですけれども、道が先ほど申しましたクラスターですとか、そういう部分で公表、非公表という部分を当然意思確認等をするわけでありますので、町がその中に入るというところがなかなか現状ではないと。なので、多分議員も先につくっておいたらどうなのだということなのだろうと思いますけれども、やはりその状況その状況によって、そのときそのときの状況によって変わるかなというふうに思いますので、現状におきましては予定はないのですけれども、当然ですけれども、日々研究をしていきたいと思います。

北海道も感染者情報の公表の見直しを進めておりまして、6月の20日から施行するという状況でありますけれども、道のほうも1週間に1回市町村ごとの7日間累計を出すというふうになってきてございますので、それらも含めて再度検討といえますか、研究といえますか、していったどのような形がいいのかということを考えていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 分かりました。自分は積極的にそういうのは町の姿勢としてつくっていった、もし万が一不具合が出たときはどんどん直して、その場その場で直してもいいけれども、町としてのこういうふうにするのだという姿勢はきちんとした指針としてないということなので、つくるべきだというふうに思っています。

また、感染者への誹謗中傷を含めたいろんなことがきっとあると思うのです。先ほど課長がおっしゃったように、道の公開の感染者の方式も変わりまして、毎日は数だけでも、そして1週間まとめて、各市町村名もまとめて公表されることになっています。どんどんそういうのも変わっていきますので、それに対応できるような形でもし町内で出たということが明確に数字として出てくる、一番最初だと6月の28日に発表される部分からだ

思うのですけれども、そういう対応も少しずつ見ていかなければいけないということと、今後先ほどもワクチン接種の話もありましたが、ワクチン接種を打ちたくても打てない方、またはワクチン接種を望まない方の割合も今度出てくると思うのです。そのときにワクチン接種を受けていないということでの偏見だとか差別だとか、そういうのも今後考えられるのかなというふうに思うのですけれども、そういうもちろん町としては多くの方に受けてほしいというのが前提だとは思っているのですけれども、受けないことを選択した人も守らなければいけないのではないかなというふうに考えますが、そういう方への配慮ではないですけれども、対応が今後新しい段階で出てくると考えられますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

誹謗中傷等も含めてワクチンの接種をしなかった方への部分も含めてですけれども、やはり個々の事案に対応するのはなかなか難しいというふうに思いますので、当然あくまでも希望者に対する接種という部分を今後も啓発といいますか、情報提供をしながらそのようなことが起きないように100%なかなか防御するという形にはならないかもしれないですけれども、そのような広報活動といいますか、知らせる方法を考えながら進めたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、4つ目、ちょっと時間がないのですけれども、これも私は具体的にインターネットやSNSを活用して町民の声を聞く機会をつくったらどうかということだったのですが、そのインターネットやSNSの活用については一言も触れられていないのですが、その辺もう一度インターネット、SNSを活用した検討、今後できるのか、できないのか、したのか、しないのか、その辺をお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

現状におきまして、社会の全体の流れですとか、あと当町の年齢構成、その辺も含めましてやはり紙ベースのツールが有効かなと。あと、答弁にもありますけれども、現行ではその地域情報連絡員というのが月1回広報はぼろを配達するときに方面委員のところを持参しまして、情報の共有を図るということにしております。SNSですとかインターネットというような議員のご質問だったのですけれども、現行におきましてはインターネット部分につきましてはうちのホームページでそれぞれのページの中にお問合せツールがありまして、そこから直接担当課のほうにメールを発信できるような、そういったつくりになっております。そういった部分では、インターネットという部分に該当するのかなというふうに思います。

あと、SNSですけれども、SNSと一言に言いましても幅広くいろんなツールがあると思います。現行におきましては、SNSを使って何か意見するですとか、そういった場

合にはアカウントを取ってですとか、登録というような作業が必要になってくるのかなというふうに思います。そういった意味では、インターネット、ホームページというのが今一番有効な手段なのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） インターネットといっても今様々な研修、会合等もズームやミーティングのソフトを使うことで、きっと町長もいろんな会議はインターネット、オンラインを使った会議をされていると思うのです。これもふだんの通常のときには活用しないかもしれないけれども、集まれないという、コロナだからこそできることにどんどんチャレンジしてみてもいいのではないかなと。もしかしたらそういうインターネット、ズームとかを含めたことをすることで町民の声をしっかりと聞くことができる場ができるのではないかなというふうに考えています。

また、効果的だと言われました地域情報連絡員制度についても、自分はあまり機能しないのではないかなというふうに考えていますし、方面委員の方にちょっとインタビューをしたのですけれども、方面委員の本来の役割を理解されていない方も多いのではないかなという話も聞きました。その辺についても、今の答弁は必要はないですけれども、今後充実する、理解を深める、または方面委員会議等あまり開かれていないということも聞いていますので、もしこれを重点的にするのであれば、しっかりとした活用をする上でもう一度考え直す時期なのではないかなというふうに思います。

自分はなぜ町民の声を聞くことが大事かという、ある町民が港のところにある子供の遊び場のところでごみがたくさんあると。それを拾おうと思ったのだけれども、それは何ごみになるのかと、家に持ち帰るのですけれどもという話もあったのです。それを町長にたまたま会ったときに聞いたら、町長が分からぬというような答えをされたそうです。本人もかなり傷ついて、その方は詳しいことは分からないかもしれないけれども、分からぬと答えられたことがショックでしたと。そうしたら、町の役場のトップの方に分からぬと言われたら、各課にメールなんてできないですよ。みんな各課に行って聞いたら教えてくれると私は思います。だけれども、トップの方に、特に町長に聞けば何とかなるのではないかなと思って聞いた答えが分からぬと。きちんと今後その件については町長分かっていると思うのですが、対応していただきたいと思います。町民の声に傾ける姿勢が十分ではないのではないかなということも思いますし、今後町民、議員も含めてですけれども、声をしっかりと受け止めていただける組織であってほしいな、行政組織であってほしいなというふうに考えています。

町長、ちょっと長くなったのですけれども、今後いろんなチャレンジをしてでもいいので、町民の声をしっかりと聞くということが大事だと私は思いますけれども、最後に私だけではなく町民に対してその姿勢を一言いただければなというふうに思います。お願いいたします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時02分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） このコロナですとか、コロナ後のことですかいろいろありますが、そういったことにつきましては担当課でもいろいろ工夫しておりますし、3点目でしたか、町の公表の考え方につきましても指針等は先ほど申しました手順についてやっていくというような考え方でおりますので、全然ないわけではございませんので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時03分）